

京都市健康増進センター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年3月30日

京都市長 門川大作

京都市規則第102号

京都市健康増進センター条例施行規則の一部を改正する規則

京都市健康増進センター条例施行規則の一部を次のように改正する。

第7条各号列記以外の部分中「第10条ただし書」を「第11条ただし書」に改める。

第8条中「第11条」を「第12条」に改める。

第9条中「第12条第1項」を「第13条第1項」に改める。

別表備考以外の部分中

「

健康度測定	1人につき1回	診療報酬の算定方法(平成20年3月5日厚生労働省告示第59号)により算定した額の8割に相当する額	を
	音響設備		円 5,140

「

健康度測定	健康診断	1人につき1回	円 8,500	に
	運動負荷試験		3,600	
	音響設備		5,140	

」

改め、同表備考を同備考1とし、同備考に次のように加える。

2 「健康診断」とは、尿検査、血液検査、心電図検査、血圧検査、聴力検査、視力検査、胸部エックス線検査、身体計測及び診察をいう。

3 「運動負荷試験」とは、運動により身体への負荷を生じさせた状態において行う心電図検査、呼気ガス分析検査（呼気に含まれる成分を計測して行う検査をいう。）及び血圧検査をいう。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課)